		る費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
		ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
		ニ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
		ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
		(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
		(2)　被用者保険等保険者である組合　零

(2)　被用者保険等保険者である組合　附則第二の式により算定した割合	
ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	
ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	
ニ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合	
(2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合	
ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合	
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	
(2)　被用者保険等保険者である組合　零	

附則第十三条の表付録第一の項中「第三十四条第一項第二号」を「第三十四条第一項第一号イ(2)」に、「附則第十三条第一項」を「附則第十三条」に改める。

附則第十四条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「(退職被保険者等所属都道府県を除く。)」を削り、同条の表第二条第一項の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第四条の二第一項第二号の項中「附則第十四条第一項」を「附則第十四条」に改め、同表第九条第二項第一号ホの項中「第九条第二項第一号ホ」を「第九条第二項第一号ヘ」に改め、同表第九条第二項第二号イの項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第九条第二項第二号ヌの項中「第九条第二項第二号ヌ」を「第九条第二項第二号ル」に、「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第十条第二項第二号イの項、第十条第二項第二号ニの項、第十一条第二項第二号イの項、第十一条第二項第二号ニの項、第二十条第二号の項及び第二十条第六号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改める。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第十五条　令和六年度及び令和七年度において、経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)				第五条第二項	第五条第四項第一号
に係る前期高齢者納付金	及び	に係る後期高齢者支援金	に係る介護納付金	に係る前期高齢者交付金	組合特定被保険者
並びに附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この表において同じ。）又は小規模事業所等に勤務する常勤の被保険者に属する被保険者（以下「常勤被保険者」という。）以外の被保険者（以下「非常勤被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金	並びに	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に勤務する常勤の被保険者に属しないもの及び経過的世帯員に係る後期高齢者支援金	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に勤務する常勤の被保険者に属しないもの及び経過的世帯員に係る介護納付金	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に勤務する常勤の被保険者に属しないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）	一　厚生労働大臣が定める組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者とならない者（次号及びそれらの世帯に属するものに限る。）及び次号に掲げる特定組合特定被保険者（以下「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分　零
組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に勤務する常勤の被保険者に属しないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）のうち次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分　零					一　次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分　零
					イ　厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。）であつて、常時三百人以上の事業主の事業所又は事務所に使用される者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者とならない者であ